

福井県丹南広域組合議会の公印に関する規程

平成2年10月1日
議会告示第1号

(趣旨)

第1条 福井県丹南広域組合議会の公印については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(公印の種類および保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者(以下「公印保管者」という。)は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

公印の種類	公印保管者
議会印	事務局長
議会議長印	事務局長
議会副議長印	事務局長
議会事務局長印	事務局長

(公印のひな形および寸法)

第3条 公印のひな形および寸法は、別表のとおりとする。

(保管の方法)

第4条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製、改刻および廃止の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製し、改刻しまたは廃止する必要があると認めた場合には、公印調製(改刻)(廃止)申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

(公印の告示)

第6条 議長は、公印を調製し、改刻し、または廃止したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 公印保管者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。

(公印の使用)

第 9 条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を呈示し、その承認を受けなければならない。

(公印の刷込み)

第 10 条 公印は特に必要があると認められるときは、証票等はその印影を印刷することができる。この場合においては刷込みの都度当該公印保管者を経て議長に公印刷込み承認願（様式第 4 号）を提出して承認を受けなければならない。印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、事務局長が保管するものとする。

附 則

この規程は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 公印のひな形および寸法

議会印	
3.0cm	福井県 丹南広域 組合議会 之印
	3.0cm

議会議長印	
2.4cm	福井県 丹南広域 組合議会 議長之印
	2.4cm

議会副議長印	
2.1cm	福井県丹 南広域組 合議会副 議長之印
	2.1cm

議会事務局長印	
2.1cm	福井県丹 南広域組 合議会事 務局長之印
	2.1cm

様式第 1 号

議 長	局 長	次 長	補 佐	係 員

公印の調製（改刻、廃止）申請書

年 月 日

殿

公印保管者職 氏名 _____ 印

下記のとおり公印の _____ について申請します。

記

1 理 由	調製（改刻、廃止）
2 書体寸法	
3 公 印 名	
4 使用開始 廃止期日	
5 印 影	

様式第2号

公印台帳

公印名		書体	
		寸法	
使用開始	年 月 日	廃止	年 月 日
		理由	磨滅 職制変更 その他
用途			
保管者	年 月 日から 年 月 日まで	印影	<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">年 月 日押捺</p>
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
摘要			

様式第 3 号

議 長	局 長	次 長	補 佐	係 員

公印事故届

年 月 日

殿

公印保管者職 氏名 _____ 印

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1 事故のあった公印名	
2 事故の内容	
3 事故の後における処理 のてん末	
4 その他必要な事項	

様式第 4 号

公印刷込み承認願

年 月 日

殿

課（所）長名

印

下記のとおり公印を使用したいのでご承認願います。

記

証票等の名称		刷込み枚数	
公印の種類		寸 法 (ミリメートル)	
公印刷込みを 必要とする理由		備 考	